

事務連絡
平成 29 年 2 月 6 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査（平成 29 年 1 月 20 日時点）
の結果等について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般実施いたしました改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査（平成 29 年 1 月 20 日時点）の結果につきまして、別添のとおり、情報提供させていただきます。

所轄庁におかれましては、引き続き、定款変更申請があった場合には、可能な限り速やかに認可いただくとともに、未申請の法人に対しては、状況等の確認をしていただくようお願いいたします。

また、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A につきまして、下記のとおり、改訂いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも 2 回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨（修正）】

（答）

1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。
2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならないが適当であるが、制度改革に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成 29 年 3 月 31 日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない（評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く）。